河川法施行規則　別記様式第８（甲）

許可申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　太田土木事務所長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

（　　　　　　　　　　　　）

　　　　　別紙のとおり河川法第５５条第１項の許可を申請します。

規則別記様式第８（乙の４）

　（工作物新築、改築、除却）

　１　河川の名称

　利根川水系　一級河川

　２　目的

　３　場所

　　　河川保全区域

　　　　　　　左岸

　　　　　　　右岸

　４　工作物の名称又は種類

　５　工作物の構造又は能力

　６　工事の実施方法

　７　工　期

　許可の日から　　　日間とする。

　８　河川保全区域内の行為面積　　　 　 　　　 ㎡

　９　その他

記載例（住宅新築の場合）

（工作物の新築）

１　河川の名称

　 利根川水系　一級河川　*○○川*

２　目的

*住宅新築のため*

３　場所 　 　*河川の上流から見て左右を判断する*

　　　保全区域 左岸 *高崎市箕郷町○○字○○４－３ 地内*

*土地登記簿上の地番を記入する*

４　工作物の名称又は種類

*専用住宅１棟*

５　工作物の構造又は能力

*木造２階建　１５０㎡*

*基礎　コンクリート造り*

６　工事の実施方法

*堤防法先から４ｍの箇所とし、在来地盤を５０ｃｍ盛土、コンクリート*

*基礎とする。*

７　工期

　 許可の日から *５０*日間とする

*工事工程表の日数と合わせる。*

８　河川保全区域内の 行為面積

*８０．５ ㎡*

*当該土地で掘削及び盛土する面積を記入。（住宅の場合、建築*

*面積＋余堀部分＋配管部分＋浄化槽等の面積となる。当該敷*

*地を全て造成する場合はその面積。）*

９　その他

**河川占用許可関係申請添付書類**

（第５５条第１項　関係）

**１　申請書及び続紙**

**２　位置図（原則S=1/50,000）及び案内図**

**３　実測平面図**

　　官民界、河川区域線、河川保全区域線を朱書

　　横断面図位置を明示

　排水計画についても必ず明記のこと（以下の図面についても同様）

**４　横断面図**

　　官民界、河川区域線、河川保全区域線、ＨＷＬ、ＬＷＬを朱書

　河川から申請地の全てが入る範囲を明示

　　掘削、基礎等の地下部分も明示

**５　工作物構造図**

　　構造詳細図（矩計図等）、平面図、断面図、既製品についてはカタログ等

　　全ての工作物の構造（住居、排水管、浄化槽、擁壁、フェンス等）がわかるよう　にしてください

**６　公図**

　　申請地及び隣接地の所有者、地目、地積を記入

　　河川区域線、河川保全区域線を朱書

　　工作物を朱書で明示

**７　三斜丈量図及び面積計算書**

　　河川保全区域内の行為面積を求積

**８　土地所有者の承諾書**

申請人と土地所有者が相違の場合

**９　現場写真**

　　工作物を朱書で明示、実測平面図等に写真撮影方向を明示

　　河川の護岸状況と申請地が分かる写真とする

**10　土地全部事項証明書**

**11　工事の実施方法を記載した書類**

　　工事仕様書、工事工程表　等

**12　その他参考となるべき事項を記載した書類**

　＊各図面とも縮尺、方位、作成者・転写者職氏名（押印）記入

　＊２部提出（１部は登記簿は写しで可）

河川法第５５条第１項の許可申請留意事項

　　　　（河川保全区域内の工作物設置、土地の形状変更）

申請対象

◎　河川保全区域内において、工作物の設置または改築を行う場合

◎　河川保全区域内において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の　形状変更を行う場合

留意事項

○　河川保全区域とは、河川区域線から２０ｍの区域（堤内側）。

○　河川保全区域内において、次の行為は申請対象外である。

　（河川法施行令第３４条）

　・　耕耘

・　河川区域線（河川管理施設の敷地）から５ｍ以上離れた土地に　　おける次の行為

①３ｍ以内の盛り土

②１ｍ以内の掘削及び切土

③軽微な工作物（木造住宅等）の新築、改築　等

○　河川放流がある場合には注意すること。